

○インターネットはらまち九条の会 検索 で、本会活動や会報をご覧ください。

<成人式特集号>

九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報 No.294

2017(平成29)年1月8日(日)発行



■「はらまち九条の会」とは、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」をめざし、支持政党や主義主張を問わない自由な市民の会です。どなたでも、どこに住んでおられようと会員になれます。何の拘束もなく、匿名でもけっこうです。■結成は2005年12月。会員は南相馬市原町区を中心に428名。年会費千円。■3.11の大震災後、「事故の福島第一核発電所(原発)に世界一近い南相馬市の“九条の会”」を自覚し、「日本国憲法の間接的起草者の憲法学者鈴木安蔵のふるさと」を誇りに活動しています。



成人おめでとうございます

憲法ってなに？



学校で習ったような気がするけど、覚えていない。

いろいろ、国の決まりが書いてあるんだよね。

最近、集団的自衛権や安保法制で、憲法無視だ、破壊だと抗議され、若者たちのSEALDs(シールズ)も国会議事堂前で抗議してたけど…

ジイやバアが「憲法9条」で平和を守らなくちゃと言っていた。

なんだか、難しくてよく分からん…？

騒ぐ人がおかしいんだ！ 自分には関係ないし興味ない！

こんなふうに言う人が多いかもしれません。

でも、本当に「憲法」なんて関係ないの？ 知らなくていいの？



今日、皆さんに配られた『日本国憲法』冊子は、私たち「はらまち九条の会」などが市議会へ陳情し、それが採択され、昨年5月に南相馬市が作成し、市内全世帯に配布したものです。全国でもまれなこと、震災被災市の発行として注目されています。

憲法というと、難しい遠い存在のように感じている人が多いようですが、国の基本を定めた根本法で、実は私たちのさまざまな権利を保障し、生活を支えてくれている身近な法です。

成人されたこの機会にぜひ、憲法条文を読んでみましょう。



世界は憲法9条をえらび始めた
あなたは9条を変えて戦争に行きますか?
「はらまち九条の会」

◀これは2008年8月15日の終戦記念日に、多くの市民からのカンパで、原町区錦町に立てられた看板です。ご覧になっていますか。

スポーツや趣味が楽しめて成人式ができるのも平和だから… 憲法は私たちの生活を支えています！

○日本の戦後70年の平和と繁栄は、現在の日本国憲法、特に第9条（戦争の放棄）のおかげで、日本は海外での戦争に参加せず、一人の戦死者もなく一人も殺すことがありませんでした。また、さまざまなかんたんの生活の中で、空気のように静かに私たちの生活を支えてくれているのが憲法です。

これが戦争放棄の
第9条です！

<Q 憲法クイズ> —————— (イラスト・朝倉悠三さん)

()に入る語句は？

誕生とともに

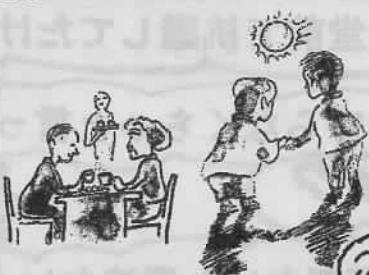


第14条

すべて国民は、法の下に()

震災で脅されている「生存権」

第25条



すべて国民は、健康で文化的な最低限度の()を営む権利を有する。

()は、社会福祉、社会()及び公衆衛生の向上や増進に努めなければならない

皆は「憲法」で!

第13条

すべて国民は、()として尊重される()である

戦争の放棄・戦力及び()の否認

第9条



憲法第9条（戦争の放棄・戦力及び交戦権の否認）
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

○南相馬市議会は、大震災の復興に努め、堂々と全国に誇ることのできる決議をしています。

- ①2014年6月19日、『集団的自衛権行使容認』に反対の意見書の可決
- ②2015年7月2日、『安保法案廃案へ意見書』の可決
- ③2016年3月24日、『平和安全保障関連法』を「憲法第9条を踏みにじり、違憲の恐れがある。自衛隊の海外での武力行使に道を開くもの」として、その廃止を求める意見書を可決

○また、南相馬市として、①2015年3月25日、「脱原発都市宣言」の表明

- ②2016年5月3日の憲法記念日・公布70周年に、全市全世帯に「日本国憲法」冊子の配布

「はらまち九条の会」事務局

○会長：平田慶肇（ひらた けいいち） ○事務局長：早坂吉彦 TEL22-0326 <他に事務局員9名>